

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

このことについて、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則を一部改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成26年3月25日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、平成26年4月1日から肢体不自由児を教育の対象とする特別支援学校に新たに県立学校職員として常勤の看護師（医療職給料表（三）適用）を置くことに伴い、県立学校職員の退職手当の調整額の計算に係る規定を整備する必要があるからである。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の理由

近年多様化している障害児の医療ケアに対応するため、平成 26 年 4 月 1 日から肢体不自由児を教育の対象とする特別支援学校に新たに県立学校職員として常勤の看護師（医療職給料表（三）適用）を置くことに伴い、県立学校職員の退職手当の調整額の計算に係る規定を整備するもの。

2 改正の内容

別表イの表第三号区分から第七号区分まで及び別表ロの表第三号区分から第七号区分までの各区分に、医療職給料表（三）の適用を受けていた者の職務の級を定める。

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月 日

愛知県教育委員会委員長 豊島 半七

愛知県教育委員会規則第 号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表イの表第三号区分の項に次の一号を加える。

四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの

別表イの表第四号区分の項に次の一号を加える。

四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの

別表イの表第五号区分の項に次の一号を加える。

四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの

別表イの表第六号区分の項に次の一号を加える。

四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの

別表イの表第七号区分の項に次の一号を加える。

四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち県教育委員会の定めるもの又は三級であつたもの

別表口の表第三号区分の項に次の一号を加える。

五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの

別表口の表第四号区分の項に次の一号を加える。

五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの

別表口の表第五号区分の項に次の一号を加える。

六 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの

別表口の表第六号区分の項第四号中「第五号区分の項第三号」を「第五号区分の項第五号」に改め、同項に次の一号を加える。

五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの

別表口の表第七号区分の項に次の一号を加える。

五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもののうち県教育委員会の定めるもの又は三級であったもの

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

別表（第二条の十関係）

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分の項及び第二号区分の項 略	
第三号	一～三 略
区分	四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの
第四号	一～三 略
区分	四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
第五号	一～三 略
区分	四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
第六号	一～三 略
区分	四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの
第七号	一～三 略
区分	四 平成八年四月以後平成十八

旧

別表（第二条の十関係）

イ 同上

同上	
第三号	一～三 略
区分	
第四号	一～三 略
区分	
第五号	一～三 略
区分	
第六号	一～三 略
区分	
第七号	一～三 略
区分	

	年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち県教育委員会の定めるものは三級であつたもの
第八号区分の項略	

平成十八年四月一日以降の基礎在職期間

における職員の区分についての表

第一号区分の項及び第二号区分の項略	
第三号区分	一〜四略 五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの
第四号区分	一〜四略 五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
第五号区分	一〜五略 六 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
第六号区分	一〜三略 四 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつ

同上	

同上

同上	
第三号区分	一〜四略
第四号区分	一〜四略
第五号区分	一〜五略
第六号区分	一〜三略 四 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつ

	たもの（第五号区分の項第五号に掲げる者を除く。）
	五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの
第七号区分	一～四 略
	五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県教育委員会の定めるもの又は三級であつたもの
第八号区分の項 略	

	たもの（第五号区分の項第三号に掲げる者を除く。）
第七号区分	一～四 略
同上	